

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和3年12月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: December 16 Meeting
~ A Review of Recent Japanese Arbitration Act Related Court Decisions~ (Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoom リンク送付の都合上、令和3年12月14日（火）までに参加申込みをお願い致します。

記

仲裁法上の制度（18条4項、23条5項）に関する近時の裁判例の検討
（会員対象行事）

日 時：令和3年12月16日（木）18:00～20:00

場 所：Zoomにて開催

※ご参加の意向を表明された方にはウェビナーのリンクをお送りいたします。

報告者：早川吉尚先生（立教大学教授/弁護士法人瓜生糸賀法律事務所パートナー弁護士/一般社団法人国際紛争解決センター業務執行理事・事務局長）

内 容：国際仲裁の利用の増加にともない、近時においては仲裁法に関して裁判所の判断が下される機会が増加している。本報告では、近時の裁判例の中から、18条4項に定める仲裁人の開示義務に関する最決平成29年12月12日民集71巻10号2106頁（及びその原審決定、差戻抗告審決定）、並びに、23条5項に定める仲裁廷の権限の有無の判断に関する東京地決令和2年9月24日判例集未登載（及びその関連裁判例の大阪地決平成27年9月27日）につき検討がなされる。

Zoom リンク送付の都合上、参加申し込みは、

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeQegI1EO8cZmCIZ3oOPwZSJ7Ya6kwBc8WnmumsvCGvaWk7g/viewform?usp=sf_link

において令和3年12月14日（火）までにご登録をお願いします。上記サイトにご登録いただいたメールアドレス宛にZoom リンクを送付いたします。

また、上記サイトへの登録にご支障がある場合には、FAXによるお申込みも可能です。FAXにてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛に令和3年12月14日（火）までにお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851)
令和3年12月16日(木)の研究会に出席します。

ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：
------	-------	--

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX番号・Emailアドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。